

# ■ゆうちょP a y 利用規約

## 1 総則

利用者は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）を通じて、パートナーが販売若しくは提供する商品若しくはサービス等に係る代金又はパートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付を受ける現金（以下これらをあわせて「取引代金」といいます。）の決済にゆうちょP a yを利用することに関し、ゆうちょP a y利用規約（以下「この規約」といいます。）の内容に従うものとします。

## 2 用語の定義

この規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

### (1) 利用者

総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）（以下「総合口座」といいます。）の加入者のうち、次条に基づいてゆうちょP a yの利用に係る申込みを行い、当行の承認を受けた個人のお客さまをいいます。なお、この規約に基づき、当行と利用者との間で成立した契約を「この契約」といいます。

### (2) パートナー

利用者との間の商品又はサービス等に係る代金の決済にゆうちょP a yを利用することを当行が認めた法人、個人事業主又は団体をいいます。この規約においては、当行の提携金融機関が提供するゆうちょP a yと同様のサービスを利用する個人との間の取引代金の決済に当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主又は団体をあわせてパートナーといます。また、引落指定口座からの払出金に相当するものとして利用者に交付した現金の決済にゆうちょP a yを利用することを当行が認めた法人、個人事業主若しくは団体、又は当行の提携金融機関が提供するゆうちょP a yと同様のサービスを利用する個人に交付した現金の対価の決済に当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主若しくは団体をパートナーとあわせて「パートナー等」といいます。

### (3) ゆうちょP a y

パートナー等における取引代金を、スマートフォン等を利用して総合口座の預り金から即時に支払うことのできる、当行の個人のお客さま向けサービスをいいます。

### (4) ゆうちょP a y取引

パートナー等が行う商品の販売又はサービス等の提供等の取引代金について、利用者がゆうちょP a yにより支払う取引をいいます。

### (5) 利用者端末

ゆうちょP a y取引を行うために必要な利用者向けアプリ（以下「ゆうちょP a yアプリ」といいます。）をダウンロードのうえ、利用登録をした利用者自身のスマートフォン等をいいます。利用者はゆうちょP a yアプリを利用して、ゆうちょP a y取引のほか、パートナー等の検索やパートナー等が発行した対象クーポンやスタンプの利用・管理ができます。ゆうちょP a yアプリを利用できる利用者端末の環境は、当行所定のホームページで公表しています。

(6) パートナー端末等

ゆうちょP a y取引を取り扱うために必要なパートナー等向けアプリをダウンロード等のうえ、利用登録をしたパートナー等自身のタブレット端末等をいいます。

(7) 提携金融機関

ゆうちょP a yと同様の決済システムを導入し、ゆうちょP a yと同様のサービスのパートナー等になることを認めることができる金融機関をいいます。提携金融機関は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表するものとします。

### 3 利用申込み

(1) ゆうちょP a yの利用に当たっては、お客さま自身のスマートフォン等にゆうちょP a yアプリをダウンロードのうえ、利用登録画面に氏名、メールアドレス等のお客さま情報を入力し、ログインパスワード及び取引暗証番号（以下ログインパスワードと取引暗証番号をあわせて「暗号等」といいます。）を設定する必要があります。

(2) 前項の手続を行ったうえで、当該スマートフォン等のログイン後画面において、総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、ゆうちょP a y取引に用いる総合口座（以下「引落指定口座」といいます。）を登録する必要があります。

(3) 前項の手続において入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等と一致した場合には、当行は入力した者をお客さま本人とみなし、前2項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。

(4) 当行が、お客さま本人からの利用の申込みとして第1項の利用の申込みを受け付けましたうえは、引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4 ゆうちょP a y取引の方法

(1) 利用者がパートナー等における取引代金をゆうちょP a yにより支払う場合には、①パートナー等から送信を受けた情報を利用者端末の取引内容確認画面で確認後、取引暗証番号を入力する方法、②パートナー等から提示されたQRコード等を利用者端末で読み取る方法、③利用者端末が提示したQRコード等をパートナー端末等で読み取る方法、又は④当行がパートナー等の請求に従い、利用者に通知することなく引落指定口座から取引代金に相当する預り金を払い出すことをあらかじめ申し込む方法により、当行に対して、引落指定口座から支払資金を払い出してパートナー等に支払うことを依頼するものとします。この依頼は取り消すことができません。ただし、第9条第2項の場合は、この限りではありません。

(2) 前項にかかわらず、利用者端末の指紋認証機能等の利用により、取引暗証番号の入力を省略することができます。この場合についても、当行は前項と同様に取り扱うものとし、利用者は依頼を取り消すことができません。ただし、第9条第2項の場合は、この限りではありません。なお、指紋認証機能等は、当行所定の機能を備える利用者端末でのみ利用できます。

(3) 当行は、前2項の依頼に基づき引落指定口座から支払資金を払い出したときは、パートナー等に対してゆうちょP a y取引が成立したことを通知します。この場合、利用者端末上にパートナー等の発行するご利用控えが表示されます。

(4) 理由の如何を問わず、利用者端末及びパートナー端末等による手続ができない場合には、ゆう

ちよ P a y 取引の取扱いは行わないものとします。

## 5 ゆうちよ P a y 取引の利用限度額

(1) 利用者は、次の各号のいずれか低い金額を超えない限度において個々のゆうちよ P a y 取引を行うことができます。

- ① 引落指定口座の現在高（当行所定の取扱いに係る金額を加えた金額とします。）
- ② 1日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内において利用者（代理人を含みます。）が指定し、当行が承認した金額をいいます。以下同じです。）
- ③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内においてパートナー等が指定し、当行が承認した金額をいいます。）

(2) 前項に定める1日とは、午前0時から起算した24時間をいい、日本時間によります。

## 6 利用時間

(1) ゆうちよ P a y 取引の利用可能時間は、当行所定の時間帯とします。

(2) 当行は、システムメンテナンス等のためあらかじめ利用者に対する通知又は公表のうえ、ゆうちよ P a y 取引を休止することがあります。

(3) 前項にかかわらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要な場合は、あらかじめ利用者へ通知又は公表することなく、ゆうちよ P a y 取引の取扱いを休止することができるものとします。

## 7 ゆうちよ P a y 取引の範囲

当行の提携金融機関に変動が生じたときは、ゆうちよ P a y 取引が利用可能なパートナー等も変動するものとします。この場合、当行は利用者へその旨を通知又は公表するものとします。

## 8 取引できない場合

次の場合には、ゆうちよ P a y 取引を行うことはできません。

- ① 停電・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合
- ② 1日当たりの利用限度額の範囲を超える場合
- ③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額を超える場合
- ④ 購入する商品又は提供を受けるサービス等が、パートナーがゆうちよ P a y 取引を行うことができないものと定めた商品又はサービス等に該当する場合
- ⑤ 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの払出しができない場合
- ⑥ パートナー等においてパートナー等の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、パートナー等が当行と締結する契約に基づいて、パートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付する現金の決済を拒絶する場合

## 9 取消

(1) ゆうちよ P a y 取引が成立した後に利用者やパートナー等との売買契約等が解除、取消その他の事由により効力を失い、又は終了した場合には、利用者に対する返金等については、パートナ

一等への資金の入金の前後を問わず、利用者とパートナー等の間で解決するものとし、利用者は当行に対して引落指定口座への返金やゆうちょP a y取引の取消を請求することはできないものとし、

- (2) 前項の規定にかかわらず、利用者とパートナー等の合意に基づき、パートナー等がパートナー端末等から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文を当該ゆうちょP a y取引が行われた当日中に受信した場合に限り、ゆうちょP a y取引を取り消すことができます。なお、その場合、引落指定口座への返金は、翌銀行営業日以降となります。

## 10 パートナー等との紛議

- (1) 利用者は、パートナー等において商品を購入し、又はサービス等の提供等を受けるに当たっては、自己の判断と責任において、パートナー等との契約を締結するものとし、
- (2) 利用者は、パートナー等から購入した商品又は提供を受けたサービス等に関する紛議その他パートナー等との間で生じた一切の紛議について、当該パートナー等との間で自ら解決するものとし、
- (3) 当行が利用者とパートナー等との紛議に関して必要な調査を実施し、利用者に対して帳票の提出、事実関係の聴取その他の協力を求めた場合、利用者はこれに協力するものとし、

## 11 暗号等及び利用者端末の管理

- (1) 利用者は、利用者端末を第三者に使用させてはなりません。また、ゆうちょP a yアプリをこの規約で定める用途以外で使用してはなりません。
- (2) 利用者は、暗号等を指定するに当たっては、他人に推測されやすい数字等を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、利用者自身の責任において厳重に管理し、ゆうちょP a yアプリの画面上で随時変更するものとし、利用者が暗号等として推測されやすい数字等を利用したことにより生じた損害に対し、当行は一切の責任を負わないものとし、
- (3) 暗号等を失念した場合には、利用者は、当行所定の手続に従って当行に照会するものとし、この場合、当行は暗号等を初期化することがあります。
- (4) 暗号等が第三者に使用されるおそれが生じた場合又は第三者に使用されたことを認知した場合には、速やかに利用者は、第14条第1項の利用停止手続を完了し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとるものとし、
- (5) 利用者は、利用者端末がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行うものとし、
- (6) 利用者端末は、紛失・盗難等に遭わないように、利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、なお、利用者端末を変更又は処分する場合には、必ずゆうちょP a yアプリを削除するものとし、
- (7) 利用者は、利用者端末を紛失した場合その他利用者端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、直ちに当該利用者端末に係る通信会社に連絡するとともに、第14条第1項の利用停止手続を完了し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとるものとし、
- (8) ゆうちょP a yの利用に際し、取引暗証番号の入力項目を、当行所定の回数以上連続して誤入力すると、ゆうちょP a yが利用できなくなります。この場合、ログアウトをしたのち、再度ログインをしたうえで取引暗証番号を変更してください。

(9) 利用者は、前各項のほかこの規約に従い、利用者端末を管理するものとします。

## 12 手数料

- (1) ゆうちょP a yの一部サービスの利用に当たっては、当行所定の手数料をいただきます。
- (2) 前項の手数料は、当行所定の日時に、引落指定口座から控除することによりいただきます。

## 13 通信料の負担

ゆうちょP a yアプリの利用及びダウンロードには別途通信料がかかり、利用者のご負担になります（バージョンアップ等の際にかかる通信料を含みます。）。

## 14 利用者による利用停止等

- (1) 利用者が、ゆうちょP a yの利用停止を希望する場合には、当行所定のホームページに掲載されたゆうちょP a yの利用停止方法に従い、手続を行うものとします。なお、ゆうちょP a yアプリを利用者端末から削除するだけでは、ゆうちょP a yの利用停止を行ったことにはなりません。
- (2) 前項の利用停止に係る手続を行った利用者が、利用再開をしようとするときは、当行に申し出るものとします。なお、利用再開の申出に関し、当行は申出を行った方が利用者本人であることを確認するための資料の提示等を求めることがあります。
- (3) 直前にログインした利用者端末とは異なる端末からゆうちょP a yアプリへのログインがある場合、当行は、利用者が登録したメールアドレスに「全ての端末からログアウト」を実施できる方法を送信します。「全ての端末からログアウト」を実施すると、ゆうちょP a yのログインパスワードが初期化され、この場合、ログインするには、利用者が登録したメールアドレスに送信される確認コードが必要になります。

## 15 当行による利用停止等

当行は、利用者が次の各号に該当した場合は、利用者に通知することなく、ゆうちょP a yの利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。

- ① 6か月以上、ゆうちょP a yアプリへのログインがないとき
- ② 利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき
- ③ 引落指定口座が解約（総合口座取引規定に規定する総合サービスが廃止された場合を含みます。）されたとき
- ④ この契約その他当行との契約に違反したとき
- ⑤ 利用者が当行に届け出た住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき
- ⑥ 利用状況等に鑑みて、当行が必要と認めたとき

## 16 反社会的勢力の排除

- (1) 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらをあわせて「暴力

団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 利用者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、利用者とのこの契約を継続することが不適切であると当行が認めた場合には、当行は、利用者に通知することなく一切の取引を停止し、この契約を含む一切の契約等を解除できるものとします。
- (4) 前項の規定の適用により、利用者に損害が生じた場合にも、利用者は当行にはなんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、利用者がその責任を負います。

## 17 届出事項の変更

- (1) 利用者は、当行に届け出ている氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 当行は、届出のあった氏名、住所その他の連絡先にあてて通知し又は送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 18 個人情報の収集・利用

利用者（この条においては、ゆうちょPayの利用申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・電話番号等、利用者が届け出た事項及びこのサービスの利用履歴等の情報を、当行が定める「個人情報の取扱いに関する同意条項」に記載した利用目的及び付帯サービスの提供のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

## 19 準拠法

利用者と当行とのこの契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

## 20 合意管轄裁判所

利用者と当行とのこの契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 21 免責

- (1) 当行の責に帰すべき事由により、引落指定口座から誤って払出しを行い、あるいは、二重に払出しを行った場合等であっても、当行は、誤って払い出した金額相当額を引落指定口座に返金すれば足りるものとし、当行は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責も負わないものとします。
- (2) 前項のほか、当行がこの規約に定めるゆうちょP a yの提供に関し、利用者が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害及び特別損害については一切責任を負わないものとします。
- (3) 前2項の規定は、当行が故意又は重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。
- (4) 第4条第1項に基づき取引暗証番号の入力、又はQRコード等の読み取りが行われた場合には、当行は当該ゆうちょP a y取引が利用者自身により行われたものと判断することができ、当該ゆうちょP a y取引が、利用者端末又は暗号等の盗難又は不正使用その他理由の如何を問わず利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が損害を被った場合であっても、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当行は、ゆうちょP a y取引を利用して販売若しくは提供等される商品又はサービス等について一切の責任を負わないものとします。
- (6) 第三者が不正に設定又は取得した暗号等を用いてなされた引落指定口座からの不正な払出金に相当するものとして交付する現金の決済に係る取引については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該取引に係るお客さまの損害（取引金額、手数料及び利息を含みます。）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

## 22 権利の帰属等

ゆうちょP a yアプリの著作権その他ゆうちょP a yアプリに関する一切の権利は、当行又は当行が許諾を受ける権利者に帰属します。

## 23 規定の適用・準用

ゆうちょP a yの利用に当たり、この規約に定めのない事項については、「振替貯金口座規定」、「キャッシュカード規定」、「即時振替規定」その他関係規定の定めを適用又は準用します。

## 24 規約の改定

- (1) 当行は、利用者に事前に通知することなく、ゆうちょP a yアプリの機能の追加、変更等を行うことができるものとします。

- (2) この規約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。また、法令の定めによりこの規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。
- (3) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



## 個人情報の取扱いに関する同意条項

ゆうちょP a yの利用者となろうとする者（以下「申込者」といいます。）は、この同意条項及びこの規約に同意のうえ、申し込むものとします。

### 1 総則

- (1) この同意条項は、ゆうちょP a yの利用者及び申込者（以下これらを総称して「利用者等」といいます。）に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。
- (2) 申込者は、この同意条項に同意のうえ、ゆうちょP a yの利用申込みを行い、利用者となった後にゆうちょP a yを利用するものとします。
- (3) この同意条項は、ゆうちょP a y利用規約（以下「この規約」といいます。）の一部を構成するものとし、この同意条項で特に定義されていない用語は、この規約の用語の定義と同義とします。

### 2 個人情報の収集・保有・利用等

- (1) 利用者等は、当行がゆうちょP a yの提供及び利用者等の管理を目的として、次の利用者等の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を、当行所定の保護措置を講じたうえでこれを収集、保有及び利用することに同意します。
  - ① 利用者等の氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレスその他の利用者等がゆうちょP a yの利用に際して入力し又は当行に届け出た情報（別途利用者等の申出により登録された情報を変更した場合には当該変更後の情報を含みます。）
  - ② ゆうちょP a yの利用申込日、利用日、利用したパートナー等に係る名称、利用金額
  - ③ 当行所定のコールセンター等への問い合わせ内容、ご意見ご要望等の受付に際して提供のあった情報（通話情報を含みます。）
  - ④ ゆうちょP a yの利用に当たって登録した口座情報
  - ⑤ その他利用者等に関して当行が知り得た利用者等の情報
- (2) 利用者等は、当行がゆうちょP a yの提供及び利用者等の管理その他の業務の全部又は一部を委託する場合、当行が当行所定の保護措置を講じたうえで、前項により収集した個人情報を委託先に提供し、当該委託先が受託の目的の範囲内で利用することに同意します。
- (3) 利用者等は、当行が当行所定の保護措置を講じたうえで、第1項により収集した個人情報を提携金融機関、パートナー等その他の第三者に提供し、当該提供先がゆうちょP a yの提供及び利用者等の管理その他の業務に必要な範囲内で利用することに同意します。
- (4) 利用者等は、当行がゆうちょP a yを改善する目的で以下の事業者が提供する情報収集モジュールを使用し、当該事業者を通じてゆうちょP a yアプリの操作ログを匿名で自動取得することに同意します。情報収集モジュールとは、当該事業者が提供するプログラムであって、操作ログを取得・分析するための機能をもつものをいいます。なお、当行は情報収集モジュールで取得した操作ログを、利用者等を識別するIDと組み合わせたうえで、利用者等の属性情報等を付加し、利用する場合があります。また、収集された情報は、当該事業者のプライバシーポリシーに基づき管理されます。

事業者：Google LLC

情報収集モジュール名：Firebase 向け Google アナリティクス

なお、情報収集モジュールを使用した自動取得を停止するためには、ゆうちょP a yアプリをアンインストールする必要があります。

### 3 営業活動等の目的での個人情報の利用

利用者等は、当行が次の目的で個人情報を利用することに同意します。

① ゆうちょP a yに係る業務（それらに付随して提供するサービスを含みます。）その他当行が提供する商品・サービスの案内若しくは提供、宣伝物若しくは印刷物の送付、電話若しくは電子メール配信等による営業案内、又は関連するアフターサービスの提供

※ 当行が提供する商品・サービスの内容は、当行所定のホームページに常時掲載しております。

② 商品・サービス等の販売状況、ゆうちょP a yの利用状況の調査及び分析を通じた商品開発並びにマーケティング分析（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。）その他当行の事業における市場調査

③ パートナー等その他の第三者の商品・サービス等の案内、クーポン、スタンプカードその他の広告物等の表示又は提供

### 4 個人情報の開示・訂正・追加・削除

(1) 利用者等は、当行所定の手続に従って申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができますものとします。開示請求手続の詳細は、当行所定のホームページをご確認ください。

(2) 万が一、当行の保有する利用者等の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定による特別の手続が定められているときを除き、当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに訂正、追加又は削除に応じるものとします。

### 5 この同意条項に不同意の場合

利用者等が取引に必要な事項（利用者等が当行に届け出るべき事項を含みます。）の送信若しくは届出をしない場合又はこの同意条項の全部若しくは一部に同意しない場合、当行が、利用者等からの取引の申込みを承諾しないことがあります。ただし、第3条の規定に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。

### 6 この同意条項の変更

この同意条項は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

### 7 個人情報の共同利用

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用する場合、個人情報の共同利用について当行所定のホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

以 上

(注) 関係規定等については、ゆうちょ銀行 Web サイトの「ホーム > 貯金等規定一覧」のページに掲載しております。(https://www.jp-bank.japanpost.jp/kitei/kti\_index.html)